

北海道告示第 10587 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 26 日より次のとおり報告を求める。

令和 4 年(2022 年) 4 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 実施の目的
 高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため
- 2 報告すべき者の範囲
 北海道告示第 10586 号により家畜伝染病予防法第 32 条の制限の
 対象となった農場
- 3 報告すべき事項
 (1) 特定症状の有無
 (2) 飼養羽数
 (3) 死亡羽数
 (4) 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見
- 4 報告の提出の期限
 毎日正午まで
- 5 報告の期間
 北海道告示第 10586 号による家畜伝染病予防法第 32 条の制限が
 解除されるまでの間